

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月26日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市安芸区中野1丁目5番4号
氏名	株式会社中電工 電力建設所
所長	有田 昭夫
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-893-4111
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社中電工 電力建設所
事業場の所在地	広島市安芸区中野1丁目5番4号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 4,327百万円（前年度実績）
③従業員数	93名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生源 廃棄物 処理・処分 各現場 がれき類 破碎 再生 ——: 廃棄物の流れ □: 委託処理部分 再生できないものは最終処分委託→埋め立て

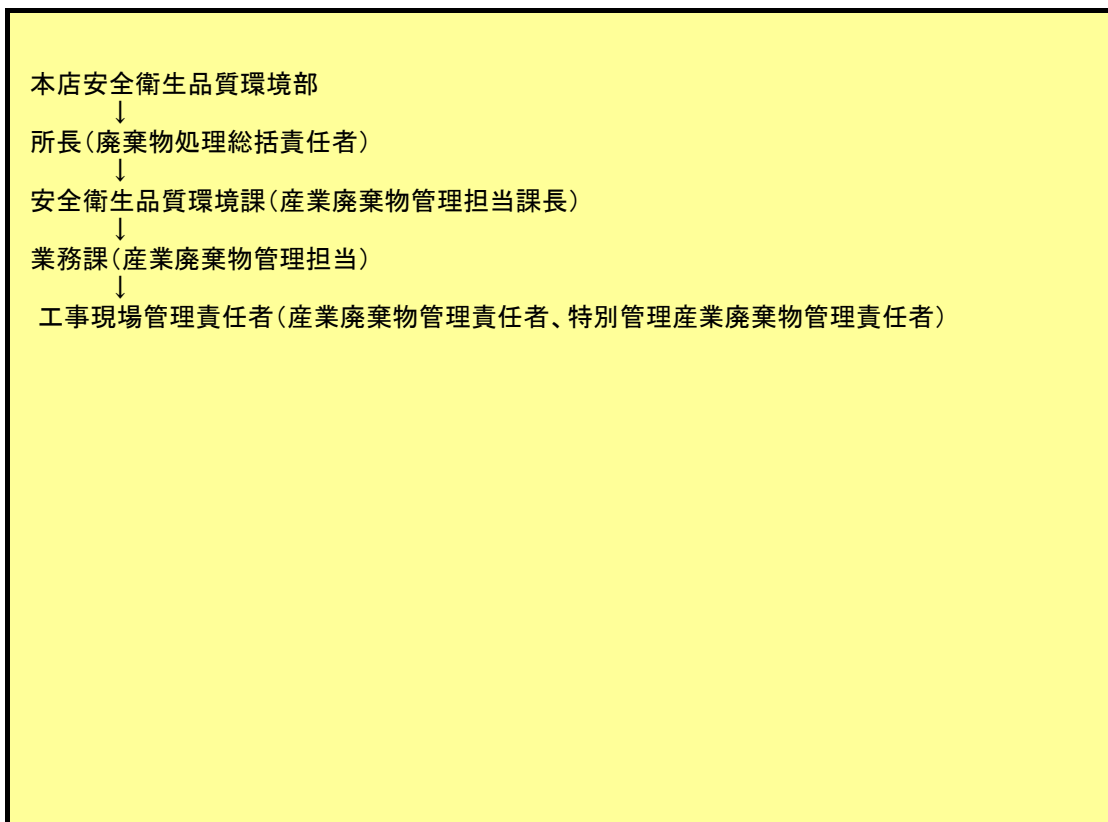
現状: 前年度(令和5年度)実績量
計画: 今年度(令和6年度)計画量

産業廃棄物の種類	単位:トン/年																	
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項							
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																		
汚泥	3339.9	3200									3339.9	3200			659.93	650		
廃油	3.16	3									3.16	3			0.73	2		
廃酸																		
廃アルカリ	1.945	2									1.945	2			1.945	2		
廃プラスチック類	176.626	150									176.626	150			174.976	170		
紙くず	2.0239	2									2.0239	2			2.0239	2		
木くず	136.347	100									136.347	100			110.357	100		
繊維くず	0.0186	1									0.0186	1			0.0186	1		
動植物性残さ																		
動物系固形不要物																		
ゴムくず																		
金属くず	52.347	50									52.347	50			40.0667	40		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	105.614	100									105.614	100			78.384	72		
鉱さい																		
がれき類	2079.84	2000									2079.84	2000			2026.71	2000		
動物のふん尿																		
動物の死体																		
ばいじん																		
アスファルトガラ	209.56	200									209.56	200			209.56	200		
石綿含有(混合)	35.34	30									35.34	30						
石綿含有(がれき類)	1.12	1									1.12	1			0.08	1		
石綿含有(ガラス陶磁器)	1.91	1									1.91	1						
合計	6145.7515	5840	0	0	0	0	0	0	0	0	6145.7515	5840	0	0	3304.7812	3240	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現在のところ、特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・工法の改善(汚泥) ・余剰材の引き取り(木くず等)

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	・現在のところ、特になし
②計画 (今後、分別する予定の産業廃 棄物の種類及び分別に関する取 組)	・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対 応可能な処理業者から選定する。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現在のところ、特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・現場内で自ら利用を実施する(がれき類)

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・工法に応じて脱水できるものは脱水している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・上記と同じ

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・実施予定なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。